

令和7年度埼玉県食品表示調査員 活動結果概要 (第1回定期調査報告分)

令和7年6月、100名の県民の方に埼玉県食品表示調査員を委嘱しました。

7月に実施した第1回の定期調査（県内店舗の食品表示状況の調査・報告）の結果の概要は、以下のとおりです。

1 食品表示調査員数

(1) 委嘱人数 100名

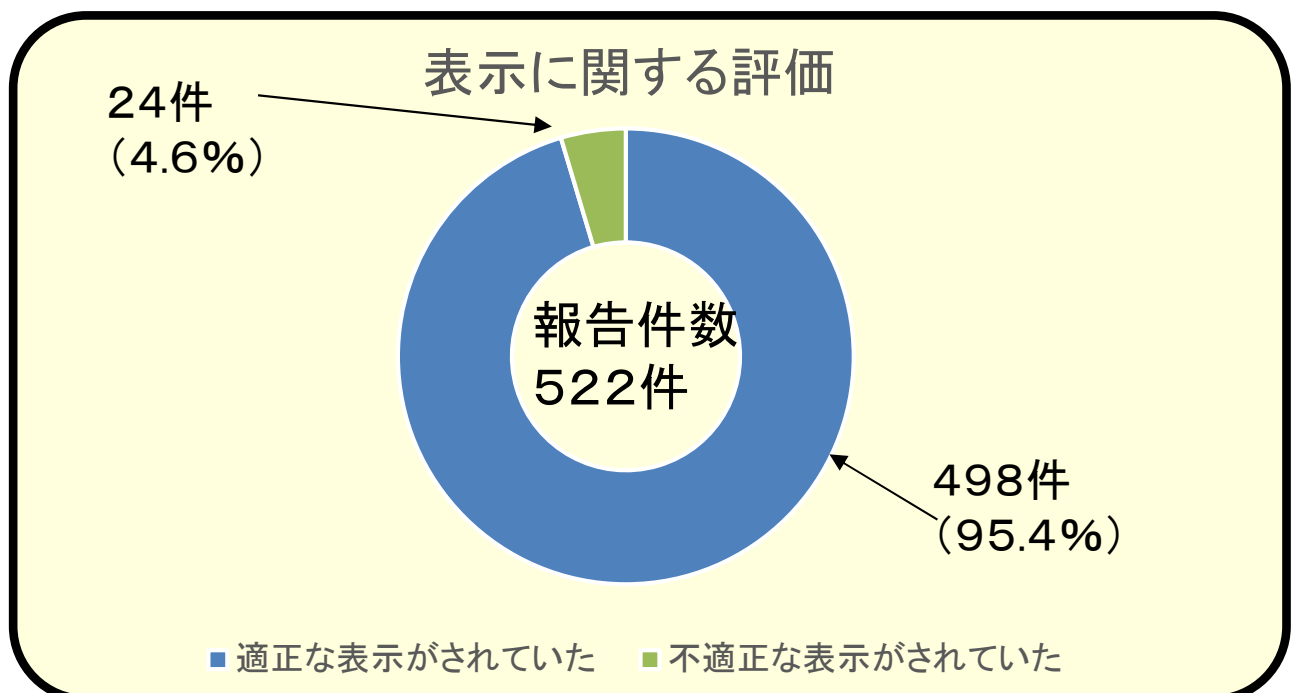
(2) 年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
人数	2名	8名	9名	21名	26名	24名	10名	100名

2 調査・報告店舗数

2-1 各店舗に対する調査員の評価

評価区分	報告件数	割合
適正な表示がされていた	498件	95.4%
不適正と思われる表示を確認した	24件	4.6%
合 計	522件	100.0%

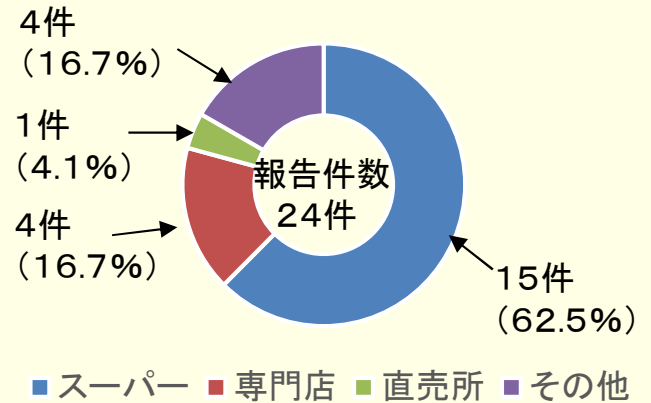


2-2 不適正と思われる表示があった店舗形態

不適正と思われる表示があった店舗形態

店舗形態	報告件数	割合
スーパー	15件	62.5%
専門店	4件	16.7%
直売所	1件	4.1%
その他	4件	16.7%
合計	24件	100.0%

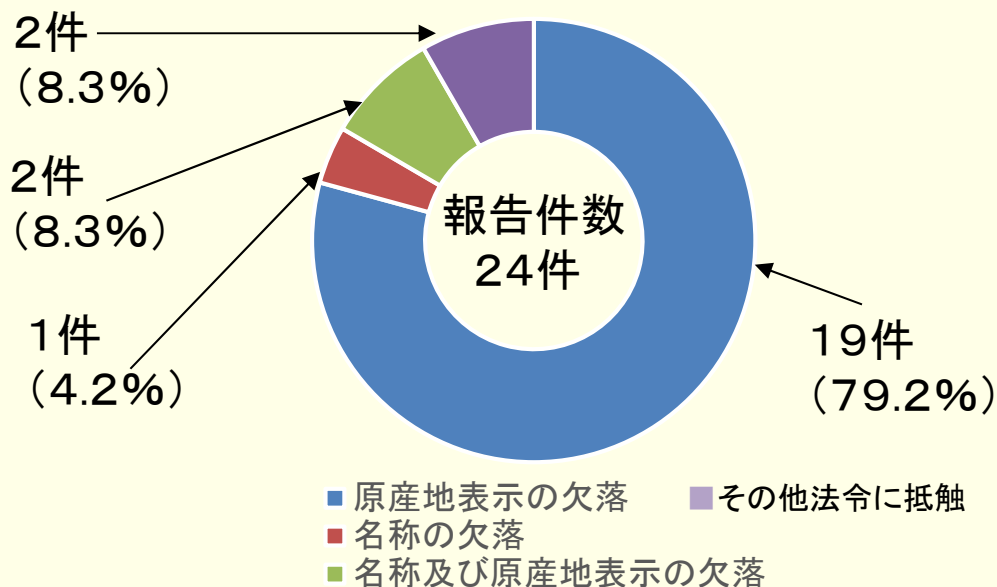
不適正と思われる表示
があった店舗形態



2-3 不適正と思われる表示の内容

評価区分	報告件数	割合
生鮮食品の原産地表示がない	19件	79.2%
生鮮食品の名称がない	1件	4.2%
生鮮食品の名称及び原産地表示がない	2件	8.3%
その他法令に抵触している	2件	8.3%
合計	24件	100.0%

不適正と思われる表示の内容



2-4 不適正と思われる表示があった店舗に対する対応

報告数 合計	適正 報告 件数	不適正 表示 報告 件数					
			県職員による調査件数			市町村へ 情報提供	国機関 へ情報 提供
			総数	適正	改善指導		
522件	498件	24件	13件	9件	4件	2件	9件

★ 食品表示法の規定では、食品を扱う店舗の業域（その店舗の事業展開の規模）に応じて、調査や指導の権限を持つ行政機関が異なります。

- ①埼玉県内にとどまらず、他県にも展開している店舗⇒ 国の機関で対応
- ②埼玉県内にとどまるが、県内複数の市町村に展開している店舗⇒ 県が調査を実施
- ③埼玉県内の一つの市町村(一部を除く)にのみ展開している店舗⇒ その市町村で対応

★ 不適正表示に関する報告があった場合、その店舗に対する調査・指導の権限を持つ機関に情報を提供し、その機関において適切な対応を行います。

★ 改善指導の内容としては、不適正表示が確認された店舗の責任者等に対して、名称、原産地などの義務表示事項を必ず表示するよう要請するとともに、改善を確認します。

また、食品表示基準に関するパンフレットを配布するなどし、適正な食品表示のための普及啓発を行います。